

## 公 告

建築基準法施行細則（昭和46年宮城県規則第21号）第38条第2項の規定により、建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する道路の位置の指定の取消しを次のとおり行う。

令和 5年 4月13日

宮城県北部土木事務所長



- |             |  |
|-------------|--|
| 1 申請者氏名（名称） | 株式会社あいホーム<br>代表取締役 伊藤 耕  |
| 2 申請者住所     | 宮城県富谷市大清水1丁目31番地6号   |
| 3 取消し道路の位置  | A：加美郡加美町字西田一番12番12の一部、4番11の一部（西田1-12-12）<br>B：加美郡加美町字西田一番4番1の一部、4番14の一部、13番15の一部、4番11の一部、12番12の一部（西田1-13-15） |
| 4 取消し道路の形状  | A：幅員4.00m、延長36.30m<br>B：幅員4.00m、延長23.00m   |
| 5 取消し年月日    | 令和 5年 4月13日  |